

# 2023年11月度 広告相談レポート

## 1. 相談受付件数・相談者の内訳

11月の全体の相談受付件数は計113件で、前月と比較すると242件減（新車関係21件減、中古車関係205件減、その他16件減）、対前年同月比では35件増（新車関係8件減、中古車関係42件増、その他1件増）となっています。

前月同様、中古車関係の件数が大幅に減少しましたが、これは、10月1日施行の改正規約（中古車の支払総額の表示）に関する問い合わせが減少（134件減）したことによるものです。

中古車関係の問い合わせ等が全体の約63%（71件）を占めており、その内、「中古車専門店」や「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ等が約63%（45件）と、前月同様、販売店からの問い合わせ等が多く寄せられています。

### 【相談者の内訳・2023年11月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	35	71	7	113
広告代理店	10	8	0	18
メーカー系ディーラー	9	14	3	26
自動車関係団体	4	9	0	13
中古車専門店	3	31	1	35
中古車情報誌社	1	3	0	4
メーカー	6	2	1	9
新聞社	0	3	0	3
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	2	1	2	5

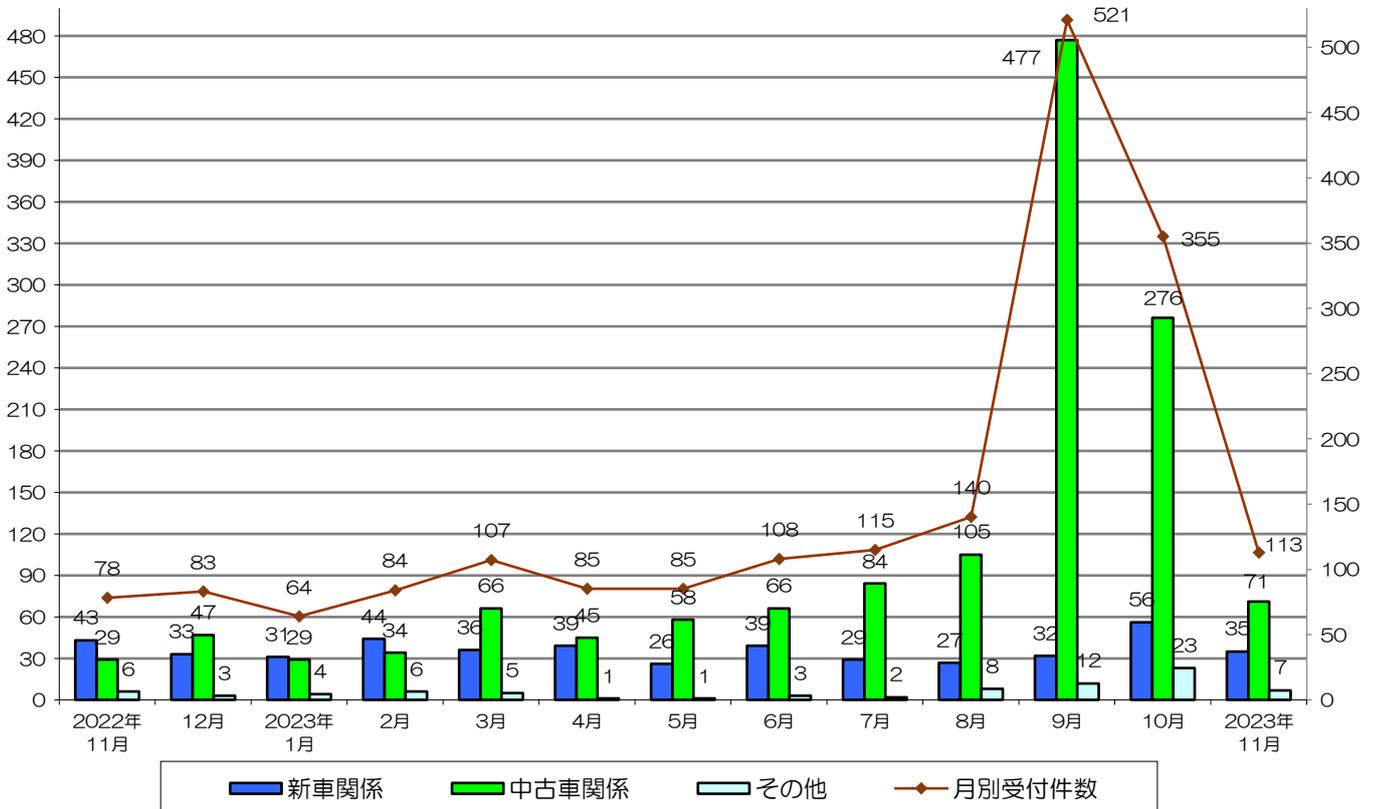


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	3
メーカー系ディーラー	9
中古車専門店	5
その他	1

### 【相談受付件数の推移・2022年11月～2023年11月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



## 2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせ等が48.3%を占めており、特に割賦・リースに関する問い合わせが多く寄せられています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	29	82.9%	景品関係	6	17.1%
			合計	35	100.0%

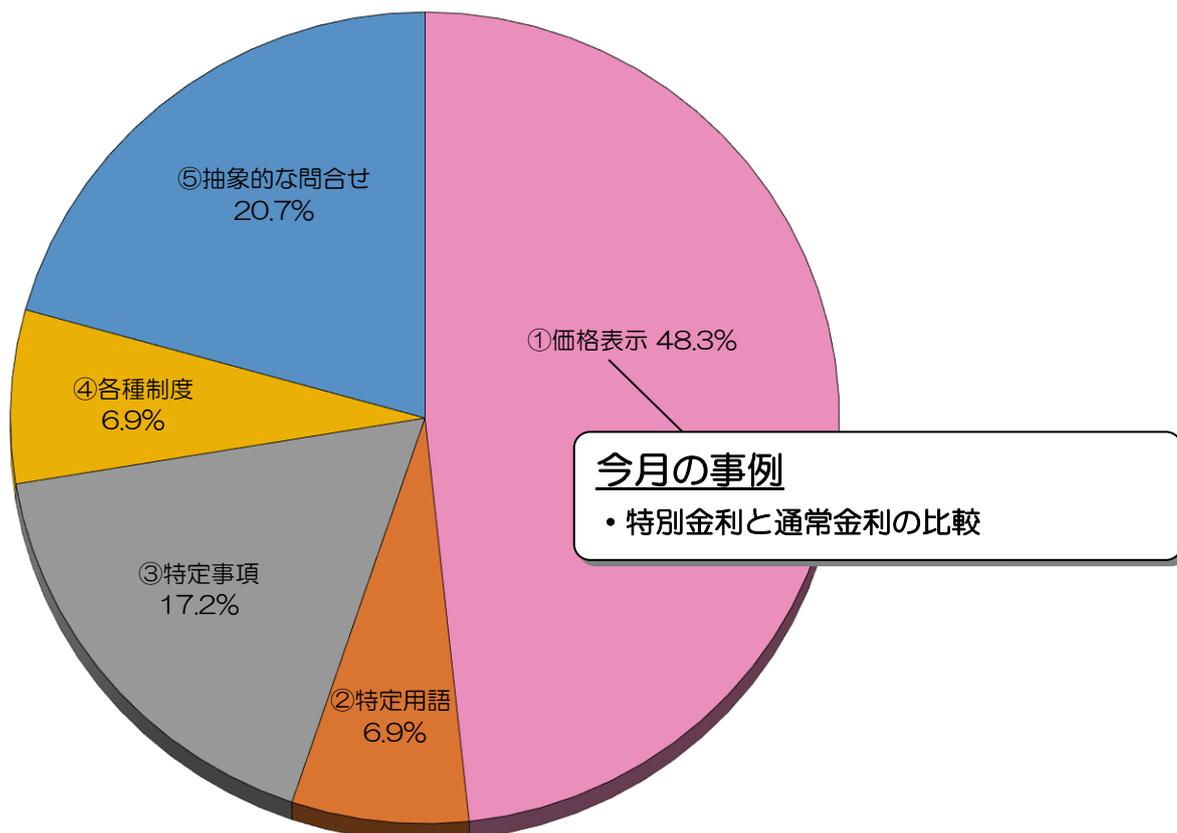
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	14	48.3%	③特定用語	2	6.9%
表示方法	2	6.9%	新発売等	2	6.9%
付属品・特別仕様	1	3.4%	④各種制度	2	6.9%
値引き表示	1	3.4%	補助金関係	2	6.9%
支払総額	1	3.4%	⑤特定事項	5	17.2%
割賦・リース	8	27.6%	燃費	1	3.4%
その他(価格)	1	3.4%	安全・環境	2	6.9%
②抽象的な問合せ	6	20.7%	写真・イラスト	1	3.4%
広告表現の可否	3	10.3%	特別仕様・限定	1	3.4%
企画の可否	2	6.9%	合計	29	100.0%
抽象的な問合せ	1	3.4%			

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	2	33.3%	オープン懸賞	1	16.7%
一般懸賞(抽選等)	1	16.7%	期間延長	2	33.3%
			合計	6	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔特別金利と通常金利の比較〕

Q. 特別金利キャンペーンの実施にあたり、チラシ広告に「特別金利で今なら●●万円お得」等と表示することは可能でしょうか？

A. 特別金利と通常金利を基に試算した支払例や割賦支払総額を比較した上で、「●●万円お得」等と表示することは可能です。その際は、支払回数や期間等、金利以外は同じ条件にするとともに、特別金利と通常金利それぞれの必要表示事項（試算例）※を明瞭に表示してください。

※【割賦販売価格を併記する場合の必要表示事項】

- ①割賦販売価格（割賦支払総額を含む）
- ②頭金の額
- ③割賦販売に係わる代金の支払い回数及び支払期間、その他必要な費用
- ④割賦（ローン）手数料の料率（実質年率）
- ⑤残価精算時に、車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨等の、ローン終了時の条件等（残価設定方式ローン販売の場合）

【正しい広告表示の例】

# 1.9%特別金利キャンペーン 11/1~11/30



スカーレット 1.5M 2WD CVT

車両本体価格 **162万円**\*1

今なら1.9%特別金利で  
**88,860円**お得！

支払回数や期間等、金利以外を同じ条件にするとともに、特別金利と通常金利の必要表示事項（試算例）を明瞭に表示

■お支払い開始11月 お支払い回数36回

頭金	100,000円	
実質年率	4.5%の場合	1.9%の場合
初回お支払額	15,437円	11,577円
月々の支払額(×34回)	12,400円	9,900円
ボーナス月(1月・7月 ×5回)	100,000円	
頭金+初回から34回までのお支払額合計	1,037,037円	948,177円
最終回(36回目)のお支払額※2		
①当社の新車にお乗り換えの場合	0円	
②お車を当社へご返却の場合	0円	
③そのまま乗り続ける場合 最終回を現金でお支払い頂く場合	736,364円	
割賦支払総額	<b>1,773,401円</b>	<b>1,684,541円</b>

※1 価格には保険料、税金（消費税を除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません。

※2 最終回お支払い時、①乗り換え、②ご返却、③買い取り（一括又はローン）から選択できます。①、②の場合、契約時に定めた走行距離数を超過、又は、車両状態が定めた範囲外であった場合等は、追加費用が必要です。詳しくは当店にお問い合わせください。

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせ等が47.0%を占めており、その中でも支払総額に関する問い合わせ等が多く寄せられています。また、支払総額に関連した『諸費用』に関する問い合わせ等も多く寄せられています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	66	93.0%	その他相談	1	1.4%
景品関係	4	5.6%	<b>合計</b>	<b>71</b>	<b>100.0%</b>

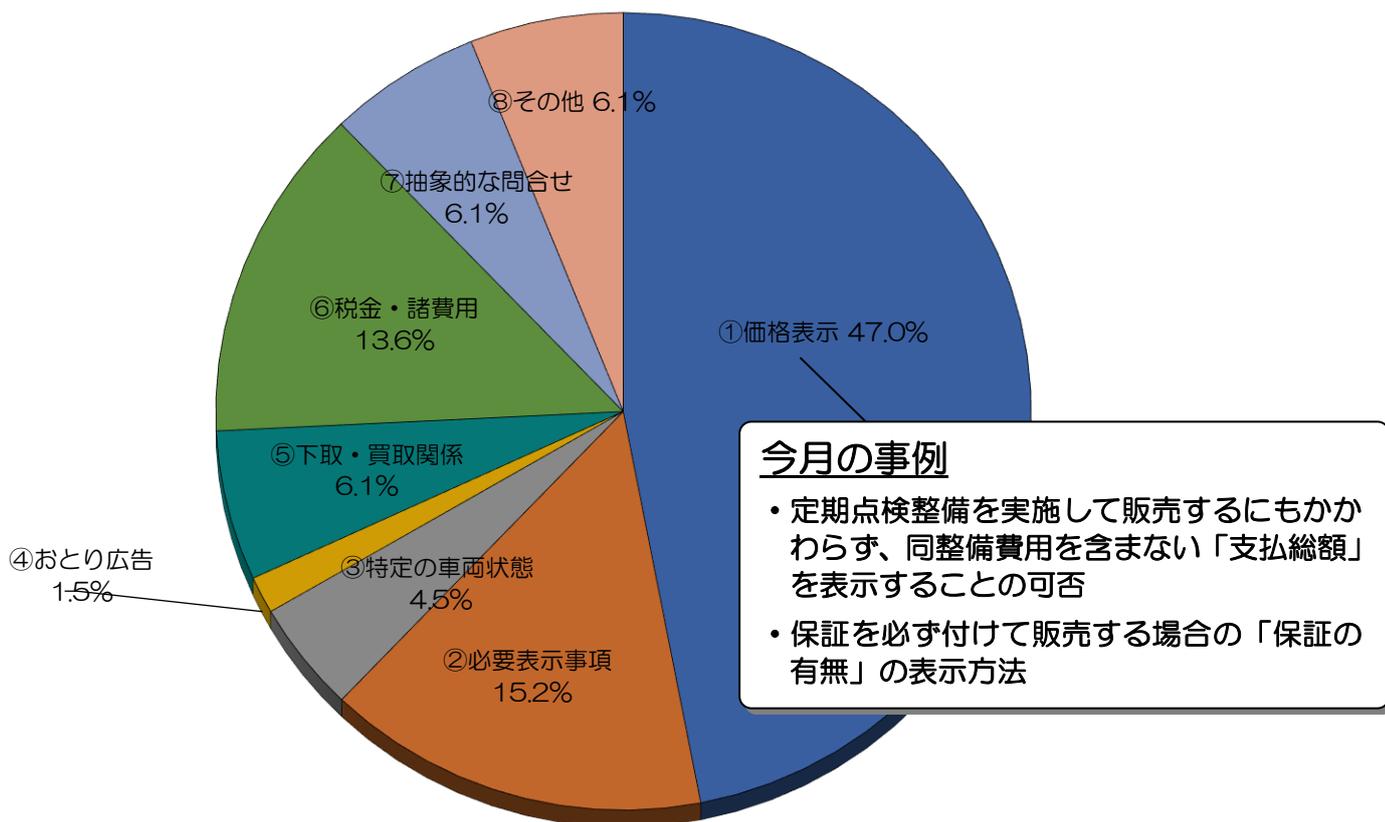
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>31</b>	<b>47.0%</b>	<b>③特定の車両状態</b>	<b>3</b>	<b>4.5%</b>
表示方法	3	4.5%	<b>④おとり広告</b>	<b>1</b>	<b>1.5%</b>
値引き表示	3	4.5%	<b>⑤下取・買取関係</b>	<b>4</b>	<b>6.1%</b>
支払総額	19	28.8%	<b>⑥税金・諸費用</b>	<b>9</b>	<b>13.6%</b>
割賦・リース	4	6.1%	税金	1	1.5%
その他(価格)	2	3.0%	諸費用	8	12.1%
<b>②必要表示事項</b>	<b>10</b>	<b>15.2%</b>	<b>⑦抽象的な問合せ</b>	<b>4</b>	<b>6.1%</b>
走行距離数	1	1.5%	広告表現の可否	2	3.0%
保証の有無	3	4.5%	企画の可否	1	1.5%
整備実施状況	3	4.5%	抽象的な問合せ	1	1.5%
リサイクル料金	1	1.5%	<b>⑧その他</b>	<b>4</b>	<b>6.1%</b>
必要表示事項全般	2	3.0%	<b>合計</b>	<b>66</b>	<b>100.0%</b>

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	2	50.0%	抽象的な問合せ	1	25.0%
オープン懸賞	1	25.0%	<b>合計</b>	<b>4</b>	<b>100.0%</b>

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔定期点検整備を実施して販売するにもかかわらず、同整備費用を含まない「支払総額」を表示することの可否〕

Q. 当店は、定期点検整備を実施して販売しますが、整備費用を「車両価格」に含めると「支払総額」が高くなるため、「定期点検整備なし」と表示するとともに、整備費用を含まない「支払総額」を表示、商談時に整備費用を記載した見積書を作成し、お客様に説明、了解を得た上で別途整備費用を請求したいと考えていますが、可能ですか？

A. 中古車に関する施行規則第12条第1号では、「車両引渡しまでの間に定期点検整備を実施して販売する場合には、『定期点検整備付き』と表示すること」、同施行規則第13条では、「『定期点検整備付き』と表示する場合は、『車両価格』に整備に要する費用を含めて表示するものとする」と定められています。

したがって、定期点検整備を実施して販売する場合は、定期点検整備に要する費用が含まれた「車両価格」に「諸費用」を加えた「支払総額」を表示した上で、「定期点検整備付き」と表示してください。

なお、「定期点検整備なし」と表示し、整備費用を含まない「支払総額」を表示する場合は、定期点検整備の実施を販売の条件とすることはできません（整備を実施するか、しないか、については、お客様の任意としなければなりません）。

〔保証を付けて販売する場合の「保証の有無」の表示方法〕

Q. 当店は、中古車に保証を付けて販売しています。今までは「車両価格」を安く見せるため、「保証付き」と表示した上で、保証に要する費用は「諸費用」に含めていましたが、今後、「支払総額」を表示する場合は、どのように表示すればよいですか？

A. 中古車に関する施行規則第11条第1号では、「①『保証付き』とは、保証に要する費用が『車両価格』に含まれ、保証書が付いているものをいう」、「②『保証付き』と表示する場合は、『保証内容』及び『保証期間又は保証走行距離』を表示、購入者には保証書を交付するものとする」と定められています。

したがって、中古車に保証を付けて販売する場合は、保証に要する費用が含まれた「車両価格」に「諸費用」を加えた「支払総額」を表示してください。また、その近接箇所に「保証付き」と明瞭に表示するとともに、「保証内容」及び「保証期間又は保証走行距離」を表示し、購入者には保証書を交付してください。

### 【注意!!】

「定期点検整備なし」と表示し、定期点検整備費用を含まない「支払総額」を表示しているにもかかわらず、「定期点検整備を実施しなければ販売できない」として別途定期点検整備費用を請求する場合や、「保証なし」と表示し、保証に要する費用を含まない「支払総額」を表示しているにもかかわらず、「有償の保証を付けなければ販売できない」として別途保証費用を請求する場合は、「不当な価格表示」に該当し、重大な規約違反となります。